

## 利用にあたって

### 1 調査の目的

高等学校卒業者の進路状況を調査し、教育行政及び進路指導上の基礎資料を得る。

### 2 調査の対象

- (1) 令和6年3月に県内の国立、公立又は私立高等学校を卒業した者  
(令和5年4月から令和6年2月までに卒業が認定された者を含む。)
- (2) 上記(1)の高等学校を令和5年3月以前に卒業した者のうち、令和5年5月2日から令和6年5月1日までに大学(学部)又は短期大学(本科)へ進学した者

### 3 調査対象校

県内の高等学校 201校(国立:1校、公立:142校、私立:58校)

(参考)課程別の学校数

・国立 全日制 1校	} 延べ 224校
・県立 全日制 132校、定時制 23校、通信制 1校	
・市立 全日制 5校、定時制 1校	
・私立 全日制 48校、通信制 13校	

複数課程併置校は、それぞれの課程で計上しているため、県内の高等学校数とは一致しません。

### 4 調査期日

令和6年5月1日現在

### 5 調査の内容及び用語の説明

#### (1) 大学等進学者

- ア 大学の学部に進学した者
- イ 短期大学の本科に進学した者
- ウ その他(放送大学、通信教育課程、別科、高等学校又は特別支援学校の専攻科等)に進学した者  
(上記イとウを合わせて「短大・その他」と表記する場合がある。)

#### (2) 専修学校等進学・入学者

- ア 専修学校の専門課程(通常「専門学校」と称する)に進学した者
- イ 専修学校一般課程に入学した者
- ウ 各種学校に入学した者
- エ 公共職業能力開発施設又は学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育機関に入学した者  
(上記イ、ウ及びエを合わせて「専修学校一般課程等」と表記する場合がある。)

#### (3) 就職者等

- ア 自営業主等 …個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者
- イ 常用労働者(無期雇用労働者) …雇用契約期間の定めのない者として就職した者
- ウ 常用労働者(有期雇用労働者) …雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者
- エ 臨時労働者 …雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者

#### (4) その他の者

- ア 家事手伝い …家庭生活に必要な仕事を手伝っている者で上記(3)に該当しない者
- イ 自宅浪人 …進学準備のため自宅で学習している者
- ウ 国内無認可校入学者 …学校教育法による認可を得ていない教育機関に入学した者
- エ 海外進学者 …海外の教育機関に進学、入学した者
- オ 求職者 …就職に向けた活動を行っている者
- カ 進路未定者 …上記区分のいずれにも該当せず、進路が未定であることが明らかな者

(5) 不詳・死亡

卒業後調査期日までに死亡した者及び生死が不明な者

(6) 再掲する事項

ア 進学準備中の者

専修学校一般課程等入学者、臨時労働者及びその他の者のうち、大学等への進学準備中の者

イ 進学・入学かつ就職した者

大学等進学者、専修学校等進学・入学者のうち、併せて就職した者

ウ 有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者

エ 就職者

就職者等のうち、自営業主等、無期雇用労働者、有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者

オ 就職者総数

就職者(就職者等のうち、自営業主等、無期雇用労働者、有期雇用労働者のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者)及び進学・入学かつ就職した者の合計

6 調査の方法

各高等学校(調査票作成・提出) ————— 県教育委員会(調査票集計・公表)

7 調査の結果について

- (1) 本調査結果は速報値であり、後日公表する報告書の数値をもって確定値とします。
- (2) 数字の表示単位未満は、四捨五入しています。したがって、内訳と合計が一致しない場合があります。
- (3) 統計表の凡例は、以下のとおりです。
  - 「0.0」： 表示単位に満たないもの
  - 「—」： 該当数字がないもの
  - 「△」： 負数又は減少したもの
  - 「…」： 事実不詳、調査を欠くもの又はあり得ないもの